

○鹿児島県地方警察職員の配偶者同行休業 に関する訓令 (平成26.12.24 鹿児島県警察本部訓令17)

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年鹿児島県条例第61号。以下「配偶者同行休業条例」という。)の規定に基づく、鹿児島県地方警察職員(以下「職員」という。)の配偶者同行休業(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認等)

第2条 職員は、配偶者同行休業の承認又はその期間の延長を申請しようとするときは、配偶者同行休業承認申請書(別記様式)を配偶者同行休業を始めようとする日又は配偶者同行休業の期間を延長しようとする日の1月前までに警察本部長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、警察本部長がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

(職務復帰)

第3条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(配偶者同行休業条例第7条第3号に該当したことにより配偶者同行休業の承認が取り消されたときを除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令交付)

第4条 配偶者同行休業を承認する場合、配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合及び配偶者同行休業をしている職員を職務に復帰させる場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日	
鹿児島県警察本部長 殿	
所属 職名 氏名 （職員番号 印）	
次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。	
1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業期間の延長
2 申請に係る配偶者等	氏 名
	職 業
	申請時の所属先の名称 （所在地）
	外国滞在事由
	外国滞在中の所属先の名称 （所在地）
外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

- 注 1 次の内容が確認できる書類を添付すること。
- (1) 配偶者の外国滞在事由及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」の欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め届け出ること。
- 3 「備考」の欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他知事が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。